

岡山市新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症について、庁内関係機関が相互に連絡調整を図り、総合的な対策を推進することを目的として、岡山市新型コロナウイルス感染症対策本部（以下、「対策本部」という。）を設置する。

(組織)

第2条 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

2 本部長は、市長をもって充て、対策本部の事務を総括する。

3 副本部長は、副市長をもって充て、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

4 本部員は、別表に掲げる者をもって充てることとし、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議を招集する。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員その他の職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年2月21日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

危機管理監 政策局長 総務局長 財政局長 市民生活局長 市民協働局長 北区長 中区長 東区
長 南区長 保健福祉局長 感染症対策担当局長 保健所長 岡山っ子育成局長 環境局長 産業観
光局長 産業政策担当局長 都市整備局長 都市・交通・公園担当局長 下水道河川局長 会計管理
者 消防局長 水道事業管理者 市場事業管理者 教育長 議会事務局長